

独立行政法人林木育種センターの役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔 中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成16年度の総合評価がA評価であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。 〕

② 役員報酬基準の改定内容

理事長	〔 俸給月額を0.3%引下げ、期末特別手当を0.05月分引上げ。 〕
理事	〔 俸給月額を0.3%引下げ、期末特別手当を0.05月分引上げ。 〕
監事(非常勤)	〔 非常勤役員手当を0.3%引下げ。 〕

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任
理事長	千円 13,754	千円 10,860	千円 2,894	千円 0 ()	4月1日	
理事 (1 人)	千円 14,400	千円 9,384	千円 4,078	千円 938 (調整手当)	4月1日	
監事 (人)	千円 該当者なし	千円	千円	千円 ()		
監事 (非常勤) (2 人)	千円 735	千円 735	千円 0	千円 0 ()	4月1日 1人	

注：「その他」欄の(調整手当)とは、国の職員から引き続き常勤役員となった場合に、常勤役員となった日の前日に一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定による調整手当を受けていた者に、2年を経過するまでの間支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
理事長	千円 11,073	年 4	月 0	平成17年3月31日	1.0	業績勘案率の決定の対象となる在職期間の業務の実績評価は「A」であり、これに基づいて算出した業績勘案率が1.0と決定した。なお、当該支給額(総額)には、平成16年度に一部支給した9,375千円を含む、支給された退職手当の総額である。
理事	千円 9,571	年 4	月 0	平成17年3月31日	1.0	業績勘案率の決定の対象となる在職期間の業務の実績評価は「A」であり、これに基づいて算出した業績勘案率が1.0と決定した。なお、当該支給額(総額)には、平成16年度に一部支給した8,103千円を含む、支給された退職手当の総額である。
監事	千円	年	月			該当者なし
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし

注：「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔 中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。 〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 独立行政法人通則法第57条第3項の規定に基づき、一般の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の実情を考慮し決定を行っている。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 職員の勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	職員の勤務成績等に応じ、145/100(特定幹部職員にあっては、185/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれに乗ずること等により勤勉手当を支給する。
俸給	○普通昇給 現に受けている号俸を受けるに至ったときから12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、昇給させることができる。 ○特別昇給 職員の勤務評定の結果上位の段階に決定され、かつ、執務に関連して見られた職員の性格、能力及び適正が優秀である場合等には、年度計画人員の15%を超えない範囲内で、特別昇給させることができる。ただし、研究職員俸給表の適用職員にあっては、顕著な研究業績を挙げたと認められる場合等には、同俸給表の適用職員の3%を超えない範囲内で別途実施できる。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

〔 (1) 一般職員俸給表 すべての級のすべての俸給月額について引下げ(改定率△0.3%)。
(2) その他の俸給表 一般職員俸給表との均衡を基本に引下げ。
(3) 扶養手当 配偶者に係る扶養手当の支給月額を500円引下げ(13,500円→13,000円)。
(4) 勤勉手当 年間支給割合について引上げ(0.05月分)。 〕

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区 分	人 員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	122	38.6	6,259	4,607	72	1,652
	人	歳	千円	千円	千円	千円
	74	38.7	6,002	4,406	63	1,596
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	44	38.7	6,847	5,058	80	1,789
技術専門職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	37.5	4,553	3,373	168	1,180

注:1 「技術専門職員」とは、自動車運転手、木工、林業作業等を行う職員である。

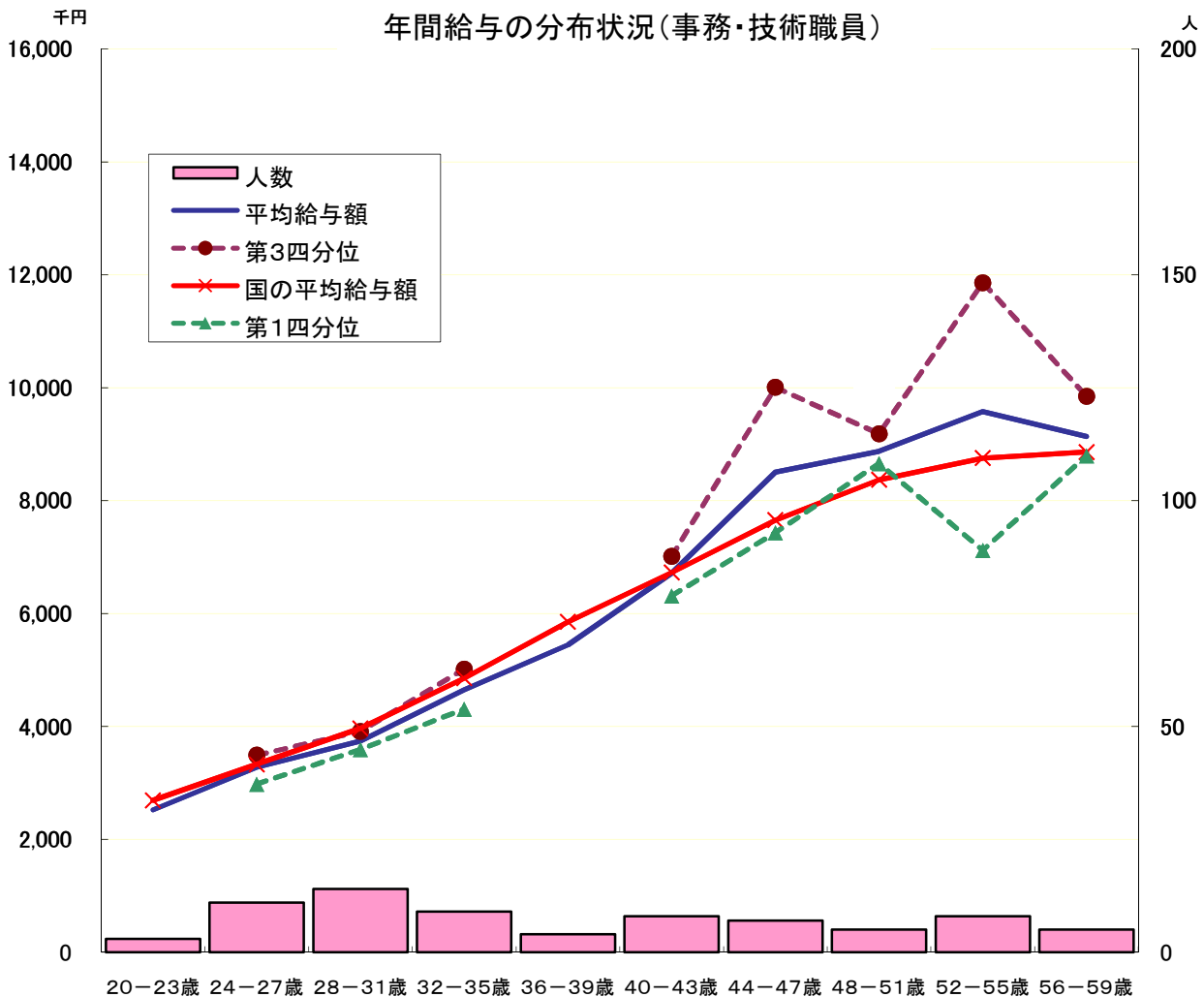
2 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

3 常勤職員の区分中「医療職種」及び「教育職種」については、該当者がいないため省略した。

4 「在外職員」、「任期付職員」、「再任用職員」及び「非常勤職員」の区分については、該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。



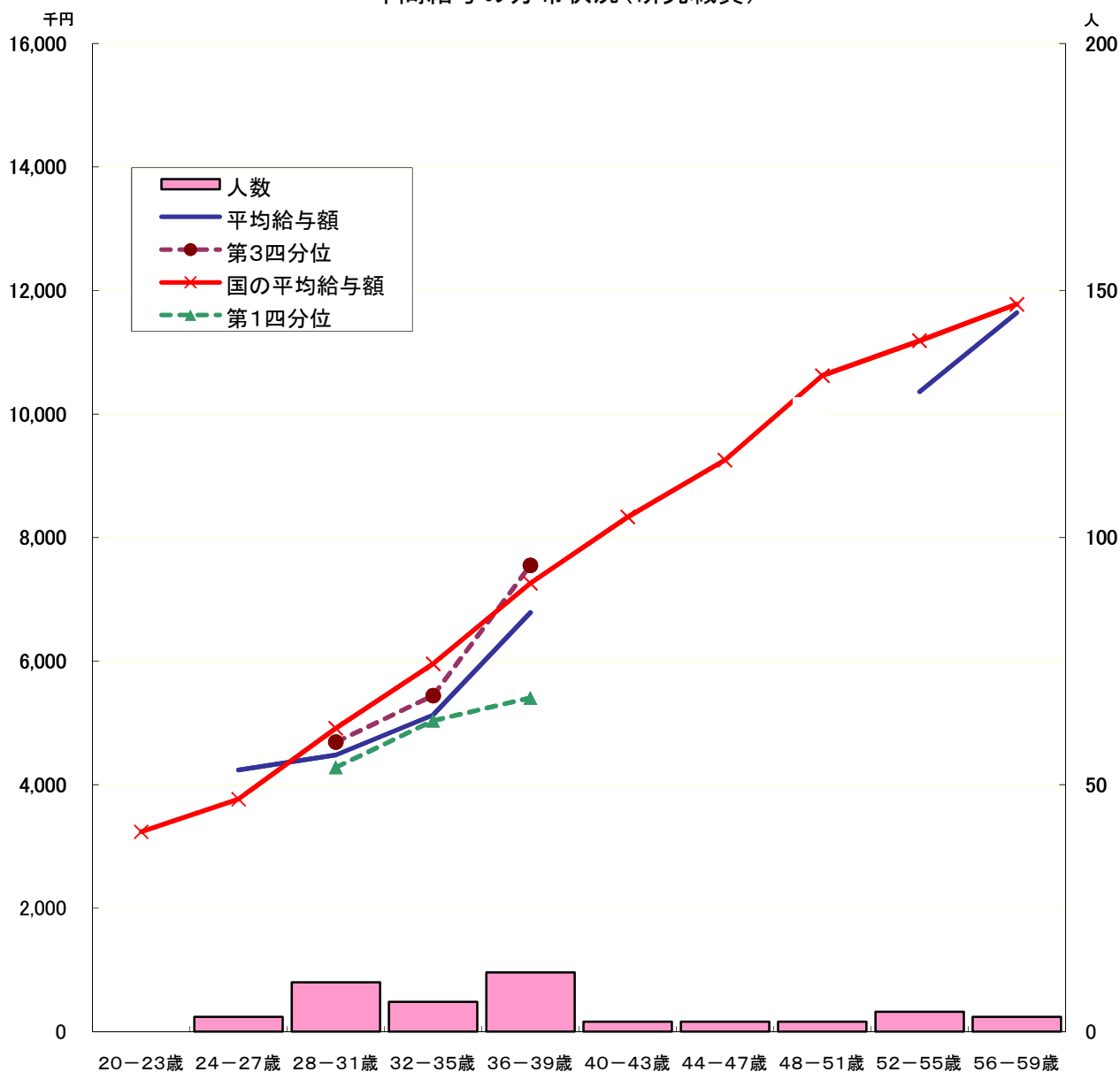
注：年齢20-23歳及び36-39歳の該当者は4名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「第1四分位」及び「第3四分位」については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示す グループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
部 長	人	歳	千円	千円	千円
部 長	3	53.2	—	12,592	—
課 長	13	51.7	8,795	9,284	9,848
課長補佐	5	47.7	7,431	7,445	7,845
係 長	26	40.3	4,854	5,831	7,033
係 員	27	27.6	3,205	3,414	3,719

注：部長の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「第1四分位」及び「第3四分位」については記載していない。

年間給与の分布状況(研究職員)



- 注: 1 年齢24-27歳、40-43歳、44-47歳、48-51歳、52-55歳及び56-59歳の該当者は4名以下の
ため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「第1四分位」及び「第3四分位」に
ついては表示していない。
- 2 年齢40-43歳、44-47歳及び48-51歳の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特
定されるおそれがあることから、「平均給与額」については表示していない。

(研究職員)

分布状況を示す グループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
部 長	2	56.0	—	—	—
課 長	9	50.6	8,628	9,905	10,993
主任研究員	11	40.1	6,989	7,452	7,749
研 究 員	22	31.5	4,384	4,733	5,088

注: 部長の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるため、
「平均」、「第1四分位」及び「第3四分位」については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員	係長	係長	課長補佐
人員 (割合)	人 74	人 9 (12.2%)	人 18 (24.3%)	人 16 (21.6%)	人 12 (16.2%)	人 5 (6.8%)
年齢(最高～最低)		歳 26～20	歳 33～27	歳 43～30	歳 59～41	歳 54～46
所定内給与年額(最高～最低)		千円 2,615～1,745	千円 3,080～2,340	千円 4,602～2,646	千円 5,803～4,493	千円 6,719～5,403
年間給与額(最高～最低)		千円 3,492～2,395	千円 4,177～3,205	千円 6,323～3,594	千円 8,115～6,282	千円 8,899～7,489

6級	7級	8級	9級	10級
課長	課長	部長	部長	部長
人 9 (12.2%)	人 2 (2.7%)	人 1 (1.4%)	人 1 (1.4%)	人 1 (1.4%)
歳 59～46	歳 —	歳 —	歳 —	歳 —
千円 7,561～6,335	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
千円 10,245～8,658	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

注：7級から10級の該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究員	研究員	主任研究員	課長	部長	部長
人員 (割合)	人 44	人 該当者なし (%)	人 22 (50.0%)	人 11 (25.0%)	人 4 (9.1%)	人 7 (15.9%)	人 該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		歳	歳 37～26	歳 42～37	歳 52～45	歳 58～50	歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円 3,985～2,764	千円 6,038～4,750	千円 6,968～6,274	千円 8,981～7,483	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円 5,446～3,767	千円 7,814～6,485	千円 9,340～8,454	千円 11,953～9,976	千円

④ 賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区 分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 62.3	% 65.5	% 63.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.7	% 34.5	% 36.1
	最高～最低	% 46.3～31.8	% 43.6～30.0	% 44.9～31.1
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.8	% 68.1	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.2	% 31.9	% 32.5
	最高～最低	% 36.4～31.1	% 37.3～29.5	% 35.5～30.4

(研究職員)

区 分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.0	% 67.1	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.0	% 32.9	% 33.4
	最高～最低	% 42.4～31.7	% 40.0～30.5	% 41.2～31.1
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.4	% 67.8	% 67.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.6	% 32.2	% 32.8
	最高～最低	% 36.4～31.5	% 36.7～30.3	% 36.2～31.1

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

102.0

対他法人(事務・技術職員)

94.4

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

93.1

対他法人(研究職員)

90.4

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成17年 度)	前年度 (平成16年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時 (平成13年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 968,733	千円 961,122	千円 (%) 7,611 (0.8)	千円 (%) △38,931 (△3.9)
退職手当支給額 (B)	千円 171,385	千円 148,879	千円 (%) 22,506 (15.1)	千円 (%) 21,341 (14.2)
非常勤職員等給与 (C)	千円 1,138	千円 1,362	千円 (%) △224 (△16.4)	千円 (%) △429 (△27.4)
福利厚生費 (D)	千円 109,306	千円 107,766	千円 (%) 1,540 (1.4)	千円 (%) 1,728 (1.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,250,562	千円 1,219,129	千円 (%) 31,433 (2.6)	千円 (%) △16,292 (△ 1.3)

注1: 財務諸表の付属明細書「役員及び職員の給与の明細」における非常勤役員の支給額735千円との差は、非常勤職員の賃金が含まれているためである。

注2: 当年度(平成17年度)及び前年度(平成16年度)の「福利厚生費」の額は、当該額に間違いが判明したため、それぞれ106,080千円から109,306千円に、104,819千円から107,766千円に修正した。なお、平成18年度に公表を行った本表については平成21年6月に修正を行っている。

総人件費について参考となる事項

- (1) 「給与、報酬等支給総額」の対前年度比7,611千円の増は、昇給、昇格等による俸給月額
の増及びこれに伴う調整手当、俸給の特別調整額、超過勤務手当の増、勤勉手当の支給
割合が0.05月分引上げられたことによる増及び住居手当支給対象者の増によるものであ
る。
- (2) 「最広義人件費」の対前年度比31,433千円の増は、給与、報酬等支給総額の増に加え、
定年退職者が前年度より2名増となったことによるものである。

注: 当年度(平成17年度)及び前年度(平成16年度)の「福利厚生費」の額に間違いが判
明したため、平成21年6月に、「31,154千円」を「31,433千円」に修正した。

- (3) 行政改革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組
状況

① 中期目標において示された人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)を踏まえ、今後5年間に於いて、国家公務
員に準じた5%以上の人件費削減の取組を行う。国家公務員の給与構造改革を踏まえた
給与体系の見直しを進める。

② 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直し の方針

中期目標に基づき、中期計画においては、人件費(974,264千円(基準額))について、
今後5年間に5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)
を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)を行う。国家公務員の給与構
造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

③ 上記②の進捗状況

基準年度の「給与、報酬等支給総額」は968,733千円である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし